

# 資料 1

---

制度方針(二次案)について



## 制度方針（二次案）について

### （１）制度内容

公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保、及び元請・下請関係の適正化を図るため、事業者から労働環境に関する報告を求め、確認を行う他、必要に応じて調査等を行う。

### （２）対象契約・適用労働者

対象契約 ・ 予定価格 1 億 5 千万円以上の工事請負契約

適用労働者 ・ 対象案件を受注した元請業者及び一次下請業者に従事する労働者

### （３）確認方法

・ 労働関係法令遵守状況報告書（資料 6 頁）による報告  
（元請・一次下請）

・ 賃金台帳の報告（元請）

⇒市と直接の契約関係である元請業者について確認を行う。

※上記報告が受発注者双方の合意であることを証明するため、契約書に特約条項を添付する。

### （４）労働関係法令遵守状況報告書の内容について

#### ①労働関係法令遵守状況報告書の調査項目に関する前回会議における意見

- ・ 郡山市の調査項目と同程度の内容は盛り込むべきである。
- ・ 理念型条例を整備したということが分かる調査項目にすべきである。
- ・ 「始業・終業時刻を確認・記録しているか」、「健康診断を定期的に実施しているか」等は調査項目に盛り込むべきである。
- ・ 報告書記入時に調査項目の内容について確認すること等を踏まえ、普段あまり意識しない内容を調査項目に盛り込むべきである。



⇒資料 6 頁のとおり「労働関係法令遵守状況報告書」の内容を変更

変更内容

- ・ 郡山市の他、同様の制度を導入している自治体における報告書を比較・検討し、「労働条件」「安全衛生」「賃金」等の労働環境の確認における基本的事項を設定
- ・ 前回までの意見及びアンケート結果を踏まえ、「下請契約」に関する調査項目を設定

→内容については、他自治体の例、及び国の資料を基に作成

（※他自治体の報告書の調査項目については資料 7 頁のとおり）

（※対象工事に従事する労働者の最低賃金額の記載については次頁にて説明）

## ②対象工事に従事する労働者の最低賃金額の記載について

### 検討事項

- ・対象工事に従事する労働者の最低賃金額の記載の有無について
- ・記載有とした場合において、仮に、一次下請業者が国で定める最低賃金額未満の支払いであった場合等における、責任の所在

### 【最低賃金額の記載に肯定的な意見】

- ・職種別の最低賃金額は不要であると思うが、全職種における最低賃金額は必要であると思う。
- ・状況確認型として報告を求める以上、発注者として実際の賃金を把握する必要があるのではないかと思う。
- ・報告の対象は、市が発注する予定価格1億5千万円以上の建設工事のみであり、件数も10件程度であることから、大きな負担ではないと思われる。
- ・国で定める最低賃金額が毎年10月に変更となるが、変更後の金額が反映されているかの確認を踏まえ、賃金額は記載させるべきである。
- ・賃金額の記載は意識付けの観点からも重要ではないかと思う。
- ・元請業者が制度内容及び提出書類等について、一次下請業者に説明を行うこと等を遵守させることで、大きな問題にはならないと思う。

### 【最低賃金額の記載に否定的な意見】

- ・仮に一次下請業者が国で定める最低賃金額未満の金額を記載した場合、元請業者の責任になるのであれば、調査項目から削除するべきである。
- ・国で定める最低賃金額未満の金額の支払いを理由とした最低賃金法違反の事例は、皆無に等しいと思われるので、性善説に立ち、最低賃金額の記載は不要ではないかと思う。
- ・仮に下請契約の度に同様の確認をするのであれば、手続の多い元請業者とは、今後下請契約を締結しない等のような事案が発生しかねず、元請・下請関係に亀裂が生じるのではないかと思う。

### 【その他の意見】

- ・仮に一次下請業者が国で定める最低賃金額未満の金額を記載した場合、元請業者あるいは一次下請業者のいずれかに罰則等を適用するのかを明確にすべきだと思う。
- ・元請業者の責任とするのであれば、一次下請業者の賃金の確認方法が重要になると思う。

## 事務局案

- ・ 対象工事に従事する労働者の最低賃金額については記載を求める。
- ・ 元請・下請双方の責任とし両者を指名停止措置の対象とする。  
(下請業者については当市の登録業者の場合、対象とする。)

### 【最低賃金額の記載を求めることに対する考え方】

- ・ 国で定める最低賃金額と実際の賃金額とを比較することで、最低賃金法に定める最低賃金額以上の支払を確認することが可能となり、事業者の労働者保護における意識の醸成が図られる他、労働環境の確保に一定の効果が期待できる。
- ・ 事業者側の事務負担を考慮し、対象工事に従事する全労働者の賃金ではなく、労働者の中における最低賃金額の確認という最低限の部分の確認に止めており、この部分の確認も行わない場合は、実効性の担保が困難であること。
- ・ 仮に国で定める最低賃金額を下回っていた場合であっても、直ちに指名停止となるわけではなく改善の余地を残していること。
- ・ 元請業者から一次下請業者に対して、制度内容・提出書類等の説明を徹底させることにより、元請・下請関係に悪影響が出ないような制度運用に努める。
- ・ 実際の最低賃金額を記載させることで、現状の把握ができ、将来的に制度拡充等を検討する際に、参考とすることが可能となる。

### 【元請業者の連帯責任についての考え方】

<建設業法>

第 24 条の 6 (下請負人に対する特定建設業者の指導等)

発注者から直接建設工事を請負った特定建設業者(※1)は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定める(※2)ものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

2 前項の特定建設業者は、その請負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めたときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。

※1 特定建設業者…発注者から請負った 4,000 万円以上(建築工事は 6,000 万円以上)の工事を下請に出す際に、元請に必要な許可を取得している業者。許可取得後も多くの義務を負う。

※2 政令で定める…労働基準法 24 条(賃金の支払)等

第 41 条（建設業を営む者及び建設業界団体に対する指導、助言及び勧告）第 2 項

特定建設業者が発注者から直接請け負った建設工事の全部又は一部を施工している他の建設業を営む者が、当該建設工事の施工のために使用している労働者に対する賃金の支払を遅滞した場合において、必要があると認めるときは、当該特定建設業の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該特定建設業者に対して、支払いを遅滞した賃金のうち当該建設工事における労働の対価として適正と認められる賃金相当額を立替払することその他の適切な措置を講ずることを勧告することができる。

「建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止について」（国土交通省発行）

元請負人として紛争の未然防止のため心がけること

- ・適切な与信管理に基づく下請負人の選定
- ・工事施工中における、～（中略）～再下請先に対する請負代金の支払いや作業員への賃金支払いが順調に実施されているかについて、把握・管理をすること。

<八戸市建設業者等指名停止要領>

第 3 条（下請負人に対する指名停止）

市長は、～（中略）～元請人について指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき参加資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、当該元請負人の指名停止の期間の範囲内において情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

⇒ 上記建設業法は、いずれの条文も当該元請業者（特定建設業者）に本来法律上の責任がない場合であっても、当該工事の全般にわたる指導・監督を行う責任者としての責務を課している。また、国のモデルを基に作成している当市建設業者等指名停止要領についても、「下請工事に関して指名停止事由が発生した場合、指名停止要領上の責任は、第一義的には元請負人が負う」としている。



以上を踏まえた場合、現状においても同様の事例が発生した場合は、元請業者にも責任があることから、制度導入後においても、一次下請業者が国で定める最低賃金額の未満の金額を記載し、その後の、改善指導等でも改善されない場合は、これまでと同様に元請業者にも責任があると考える。

<参考：労働関係法令遵守状況報告書に関する手続>

- ①発注者は、元請業者を介して、一次下請業者へ提出依頼
- ②一次下請業者は報告書を作成し、元請業者へ提出
- ③元請業者は取りまとめの上、市に提出（元請業者は内容確認を行わない）
- ④市は報告書の内容を確認し、不適正記載（「いいえ」に○を付けた場合、又は実際の賃金額が国で定める最低賃金額未満である場合）があった場合、元請業者を介して一次下請業者に対し、改善指導等を行う。
- ⑤一次下請業者は改善内容について、元請業者を介して市へ報告
- ⑥改善内容が不十分である場合、及び改善が見られない場合は、元請業者・下請業者の双方が指名停止措置（下請業者については発注者の参加資格を有している場合に対象）

※上記手続の流れは、当市が照会を行った報告書に最低の賃金額の記載を求めている自治体において、最も多く採用されている手続





主な自治体の労働環境報告書における調査項目

	花巻市公契約条例 (H30. 4. 1施行)	北上市公契約条例 (H31. 4. 1施行)	郡山市公契約条例 (H29. 4. 1施行)	四日市市公契約条例 (H27. 1. 1施行)
対象契約額 (工事)	予定価格 1 億 5 千万円以上	予定価格 1 億 5 千万円以上	予定価格 1 億円以上	予定価格 1 億円以上
労働条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外及び休日労働に関する労使協定を労働基準監督署に届け出ているか。</li> <li>・就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出しているか。また、労働者に書面の交付等により周知されているか。(常時10人以上の労働者を使用する使用者に限る。)</li> <li>・労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則を労働基準監督署に届け出ているか。また、労働者に周知しているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合に限る。)</li> <li>・就業規則を労働基準監督署に届け出ているか。また、労働者に周知しているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合に限る。)</li> <li>・労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を書面で明示しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっているか。</li> <li>・労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定(いわゆる36協定)を労働基準監督署に届け出ているか。また、変更があった場合も届け出ているか。</li> <li>・就業規則を労働基準監督署に届け出ているか。また、労働者に周知しているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就業規則、雇用契約、労使協定等の労働条件は、適正な内容となっているか。</li> <li>・36協定は労働基準監督署に届出されているか。また、労働者に周知されているか。(常時10人以上の労働者を使用する場合)</li> </ul>
労働時間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働時間を適正に把握し、記録しているか。</li> <li>・休日及び年次有給休暇を適切に付与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録しているか。</li> <li>・休日及び年次有給休暇を適切に付与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録しているか。</li> <li>・休日及び年次有給休暇を適切に付与しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、記録しているか。</li> <li>・休日及び年次有給休暇を適切に付与しているか。</li> </ul>
安全衛生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者に対し、1年に1回、医師による健康診断を行っているか。</li> <li>・安全衛生管理体制は、適正に整備、運用しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働者に対し、1年に1回、医師による健康診断を行っているか。</li> <li>・安全衛生管理体制は、適正に整備、運用しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書等の記録・報告など、業務災害への対策状況は適正か。</li> <li>・労働安全衛生法に基づく健康診断を適正に実施しているか。</li> <li>・安全衛生管理体制は、適正に整備、運用しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書等の記録など、業務災害への対策は適正か。</li> <li>・毎年定期的に健康診断を実施しているか。</li> </ul>

主な自治体の労働環境報告書における調査項目

	花巻市公契約条例 (H30. 4. 1施行)	北上市公契約条例 (H31. 4. 1施行)	郡山市公契約条例 (H29. 4. 1施行)	四日市市公契約条例 (H27. 1. 1施行)
各種 保険等	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険の被保険者の資格の取得に係る届出を行っているか。</li> <li>厚生年金保険の被保険者の資格の取得に係る届出を行っているか。</li> <li>雇用する労働者が雇用保険適用事業の被保険者となったことの届出を行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険への加入等の手続を適正におこなっているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険への加入等の手続を適正に行っているか。</li> <li>建設業退職金共済制度又はこれに類似する退職金制度への加入等の手続を適正に行っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会保険・労働保険への加入状況、手続の時期等は適正か。</li> </ul>
法定帳簿の 整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を整備しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者名簿、賃金台帳、出勤簿を整備しているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿）が整備されているか。</li> </ul>
賃金	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象契約に係る業務に直接従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらか。（＝実際の金額を記入）</li> <li>岩手県の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金以上の賃金を支払っているか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金は、通貨で、直接労働者に、その金額を毎月一回以上、一定の期日を定めて支払っているか。</li> <li>時間外、休日等の割増賃金を適正に支払っているか。</li> <li>賃金台帳に、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他事項を賃金支払の都度、記入しているか。</li> <li>対象契約に係る業務に従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらか。（＝実際の金額を記入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われているか。</li> <li>時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われているか。</li> <li>賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われているか。</li> <li>対象契約に係る業務に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらか。（＝実際の金額を職種別に記入）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賃金について、通貨で全額を、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払われているか。</li> <li>時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われているか。</li> <li>賃金台帳等から適正な計算・支払いが行われているか。</li> <li>対象契約に係る業務に従事する労働者の最低労働賃金単価はいくらか。（＝実際の金額を職種別に記入）</li> </ul>

※上記は、対象金額を予定価格1億円以上として前回（第4回）資料を提示した自治体

# 資料 2

---

(仮称)八戸市公契約条例(一次案)について



## (仮称) 八戸市公契約条例 (一次案) について

### (1) 前回会議での意見

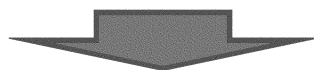
- ・「談合その他不正行為の排除」が上位の場合、談合等が存在するという疑念を持たれる可能性があることから、削除できない場合は最下位へすべきである。

⇒上記意見、及び他自治体の条例の内容等を踏まえ、条例の中において、目的達成のため特に重要な「基本方針」、「市の責務」、「受注者等の責務」のそれぞれの内容について再整理を行った。

(※他自治体の条例については資料 16 頁のとおり)

### (2) 基本方針変更案

基本方針 前回提示案	(1) 公契約における公平な競争の促進、適正価格による契約の促進
	(2) 談合その他不正行為の排除
	(3) 公契約における市内事業者の受注機会の確保
	(4) 公契約の品質及び適正な履行の確保
	(5) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保
	(6) 地域経済の活性化の促進



基本方針 変更案	① 公正性、透明性及び競争性の確保
	② 契約内容の適正な履行及び品質の確保
	③ 労働者等の適正な労働環境の確保
	④ 市内事業者の育成及び活用

#### <変更内容>

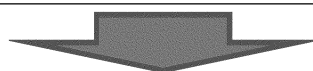
- ・入札・契約に係る基本的事項、労働者の労働環境の確保に関する事項、その他重要事項の順に記載
- ・前回意見のあった「(2) 談合その他不正行為の排除」については、変更案①にその内容が含まれることから削除
- ・前回提示案 (1)、(4)、(5) はそれぞれ変更案①、②、③へ変更
- ・前回提示案 (3) は変更案④へ変更
- ・前回提示案 (6) については条例の目的に同一の記載があることから削除

#### <参考> (仮称) 八戸市公契約条例の目的

第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、労働者等の適正な労働環境の確保を図り、もって公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (3) 市の責務変更案

市の責務 前回提示案	市は条例の目的達成のため、基本方針に基づき公契約に関する施策を総合的に推進する。
---------------	--



市の責務 変更案	第4条	市は、次に掲げる事項に留意し、公契約に関する施策を総合的に推進するものとする。
		(1) 適正な予定価格及び履行期間の設定
		(2) 公契約の内容に変更が生じた場合の変更契約の締結
		(3) 市内事業者の受注機会の確保

<変更内容>

- ・ 前回提示案では、「公契約に関する施策を総合的に推進する。」との記載のみとしていたが、労働者の労働環境の確保に繋がる市（発注者）としての重要な責務を明記

### (4) 受注者等の責務変更案

受注者の責務 前回提示案	(1) 労働関係法令その他関係法令の遵守
	(2) 公契約に関わる者としての社会的責任の自覚
	(3) 公契約に従事する労働者の適正な労働環境の確保
	(4) 公契約の品質及び適正な履行の確保



受注者等の 責務 変更案	第5条	受注者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境を確保しなければならない。
	第5条 第2項	受注者等は、次に掲げる事項に留意し、公契約を適正に履行するとともに、市が実施する公契約に関する施策に協力するものとする。
		(1) 適正な価格による契約の締結
		(2) 公契約の履行における、市内事業者の積極的な活用
		(3) 合意に基づいた公正な下請契約等の締結

<変更内容>

- ・ 労働者の労働環境の確保に繋がる受注者等の重要な責務を明記した他、内容について再整理

## (仮称) 八戸市公契約条例 (一次案)

### (目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定め、市及び受注者等の責務を明らかにするとともに、労働者等の適正な労働環境の確保を図り、もって公共サービスの品質の確保及び地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が発注する工事又は製造の請負、業務委託その他の契約及び指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）と市が締結する公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 特定公契約 公契約のうち、別に定める種類及び金額の要件に該当するものをいう。
- (3) 受注者 市と公契約を締結する者をいう。
- (4) 下請負者 下請、再委託その他いかなる名義によるかを問わず、受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいう。
- (5) 受注者等 受注者及び下請負者をいう。
- (6) 下請契約等 次に掲げる契約をいう。
  - ア 下請、再委託その他いかなる名称によるかを問わず、受注者その他市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う契約
  - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）に基づき、自己の雇用する労働者を受注者又は下請負者へ派遣し、公契約に係る業務に従事させることを内容とする契約
- (7) 労働者等 次に掲げる者のうち、規則で定めるものをいう。
  - ア 受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）
  - イ 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者
  - ウ 自らが提供する労務の対価を得るため、受注者等との請負契約により公契約に係る業務に従事する者
- (8) 労働環境 公契約に係る業務に従事する労働者等の労働条件（職場における安全衛生、労働賃金、労働時間等）をいう。

(基本方針)

第3条 公契約は、次に掲げる事項を基本として締結し、履行されなければならない。

- (1) 公正性、透明性及び競争性を確保すること。
- (2) 契約内容の適正な履行及び品質を確保すること。
- (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。
- (4) 市内事業者の育成及び活用に資すること。

(市の責務)

第4条 市は、次に掲げる事項に留意し、公契約に関する施策を総合的に推進するものとする。

- (1) 労務及び資材等の取引価格等を考慮した積算に基づき、適正な予定価格を定めるとともに、契約の規模、履行の難易、労働者の労働環境の確保等を踏まえ、適正な履行期間を設定すること。
- (2) 公契約の締結後、やむを得ない事由により設計図書を見直す必要が生じた場合で、契約金額又は履行期間に変動が生じる場合は、契約の相手方と契約金額又は履行期間を変更する契約を締結すること。
- (3) 地域経済の健全な発展に配慮し、市内事業者の受注機会の確保に努めること。

(受注者等の責務)

第5条 受注者等は、労働基準法その他関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境を確保しなければならない。

2 受注者等は、次に掲げる事項等に留意し、公契約を適正に履行するとともに、市が実施する施策に協力するものとする。

- (1) 適正な価格による契約を締結すること。
- (2) 公契約の履行における、市内事業者の積極的な活用を図ること。
- (3) 下請負人との契約に当たっては、下請負人との対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結すること。

(労働環境等の報告)

第6条 受注者等は、自らが締結した公契約が規則で定める範囲の契約（以下「特定公契約」という。）に該当するときは、市長に対し、規則で定めるところにより、労働者等の適正な労働環境を確保するための取組について必要な報告を行わなければならない。

(労働者等への周知)

第7条 受注者等は、特定公契約に従事する労働者等に対し、次に掲げる事項について業務が実施される作業所等の見やすい場所に掲示し、又は書面を交付すること等により労働者等に周知しなければならない。

- (1) 条例が適用される公契約の名称
- (2) 第8条の規定による申出をする場合の申出先
- (3) 第8条の規定による申出を行った労働者等への不利益な取扱いの禁止



(労働者等の申出等)

第8条 公契約のうち特定公契約に従事する労働者等は、受注者等が関係法令又はこの条例に違反している疑いがあるときは、市長にその旨を申し出ることができる。

(不利益な取扱いの禁止)

第9条 受注者等は、前条の規定による申出があったときは、当該申出をした労働者等に対し、誠実に対応するとともに、当該申出を理由に解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(報告の要求及び立入調査)

第10条 市長は、第8条の規定による申出があったとき、その他この条例の規定に違反している疑いがあるときは、受注者等に対し、必要な報告若しくは資料の提出を求め、又は市の職員に受注者等の事業場等に立ち入り、書類の閲覧その他必要な調査をさせることができる。

(是正措置)

第11条 市長は、前条の規定による報告若しくは資料の提出又は立入調査の結果、受注者等がこの条例に違反していると認めるときは、当該受注者等に対して、当該違反を是正するために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

2 受注者等は、前項に規定する措置を講ずるよう求められた場合は、速やかに当該措置を講ずるとともに、市長が指定する期日までに当該措置の内容を市長に報告しなければならない。

(公契約の解除等)

第12条 市長は、受注者等が次のいずれかに該当するときは、公契約の解除又は指名停止等の必要な措置を行うことができる。

(1) 第10条の規定による報告又は資料の提出がないとき、又は、同条に規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

(2) 前条の規定による是正措置を講じないとき又は報告された是正内容では指導に対する是正が図られないと認めるとき。

2 前項の規定により市に損害が生じたときは、受注者等はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りではない。

(公表)

第13条 市長は、前条の規定により公契約を解除したときは、その旨を公表するものとする。

2 公表する事項及び方法については、規則で別に定める。

附則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

## (仮称) 八戸市公契約条例における施行規則 (案)

### 【施行規則】

(適用労働者)

公契約に従事する労働者等のうち、制度の適用範囲(＝元請業者・一次下請業者)について定める。

### 【条例】第2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) 省略

(6) 労働者等 次に掲げる者のうち、規則で定めるものをいう。

ア 受注者等に雇用され、公契約に係る業務に従事する労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条に規定する労働者(同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。)

イ 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣される者

ウ 自らが提供する労務の単価を得るため、受注者等との請負契約により公契約に係る業務に従事する者

(7) 省略

### 【施行規則(規則で定める範囲の契約)】

(労働環境の報告を行う契約の範囲)

制度の対象となる契約(予定価格1億5,000万円以上の工事請負契約)について定める。

### 【施行規則(規則で定める)】

(労働環境の報告等)

労働環境・賃金支払状況の報告に関する事項を定める。

- ・報告対象(労働環境＝元請業者・一次下請業者 賃金支払状況＝元請業者)
- ・報告期日(例：契約締結日から14日以内 工期の1/2を経過した時点 等)
- ・報告様式

### 【条例】第6条(労働環境等の報告)

受注者等は、自らが締結した公契約が規則で定める範囲の契約(以下「特定公契約」という。)に該当するときは、市長に対し、規則で定めるところにより、労働者等の適正な労働環境を確保するための取組について必要な報告を行わなければならない。

**【施行規則】**

(労働者の申出等)

労働者等の申出に関する事項を定める。

- ・ 申出方法
- ・ 申出場所
- ・ 関係様式

**【条例】 第 8 条 (労働者等の申出等)**

公契約のうち特定公契約に従事する労働者等は、関係法令又はこの条例に違反している疑いがあるときは、市長にその旨を申し出ることができる。

**【施行規則】**

(公表)

公契約の解除に伴う公表事項について定める。

- ・ 件名及び契約締結日
- ・ 受注者等の名称及び所在地
- ・ 契約解除日及びその理由 等

**【条例】 第 13 条 (公表)**

市長は、前条 (= 第 12 条) の規定により公契約を解除したときは、その旨を公表するものとする。

- 2 公表する事項及び方法については、規則で別に定める。

公契約条例 比較表

	花巻市公契約条例 (H30.4.1施行) 予定価格1億5千万円以上	北上市公契約条例 (H31.4.1施行) 予定価格1億5千万円以上	郡山市公契約条例 (H29.4.1施行) 予定価格1億円以上	大和郡山市公契約条例 (H27.4.1施行) 予定価格1億円以上
対象契約	第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めることにより、公契約の担い手である事業者の意識啓発を図り、もって公契約の適正な履行及び良好な品質の確保並びに労働者の適正な労働条件を確保することを目的とする。	第1条 この条例は、公契約に係る基本方針及び基本的事項を定め、公契約の公正かつ適切な履行を図り、もって地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、公契約に係る基本的な事項を定めるとともに、市及び事業者等の責務を明らかにすることにより、地域経済の健全な発展及び良好な公共サービスの適正かつ確実な提供を推進し、もって市民が豊かで安心して暮らすことができ、地域社会の美現を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、公契約に係る基本方針その他の基本となる事項を定め、市及び公契約の相手方となる者の責務を明らかにするとともに、適正な労働条件の確保を図り、もって労働者の生活の安定並びに公共工事及び公共サービスの質の向上に寄与することを目的とする。
目的				
基本方針又は基本理念	(基本理念) 第3条 公契約は、基本として次に掲げる事項を満たすものでない。 (1) 公契約の締結に当たっては、性質又は目的に応じて、契約の過程及び内容の透明性並びに競争の公正性が確保されていること。 (2) 適正な履行が見込まれない金額による契約の締結防止を図っていること。 (3) 公契約に係る業務に従事する者の適正な労働条件が確保されていること。	(基本方針) 第3条 公契約に係る基本方針は、次の各号に掲げる事項とする。 (1) 公契約の公正性及び透明性を確保すること。 (2) 公契約の品質及び適正な履行を確保すること。 (3) 地域経済の健全な発展に努めること。 (4) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。	(基本理念) 第3条 公契約は、次に掲げる事項を旨として、行わなければならない。 (1) 公正性、透明性及び競争性を確保すること。 (2) 契約内容の適正な履行及び品質の確保並びに不正行為の排除に資すること。 (3) 労働者等の適正な労働環境を確保すること。 (4) 市内中小企業の育成及び活用に資すること。 (5) 社会的価値の向上に資すること。	(基本方針) 第5条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、公契約の相手方の適切な選定及び公契約の適正な履行の確保を図るものとする。 (1) 公契約の適正な履行により、事務、事業を円滑に執行し、良質な市民サービスを確保すること。 (2) 入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保すること。 (3) 談合その他の不正行為の排除を徹底すること。 (4) 公契約の履行に当たっては、受注者等に対し次に掲げる事項その他の法令の遵守を求めること。
				ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。

公契約条例 比較表

	花巻市公契約条例 (H30. 4. 1施行) 予定価格 1 億 5 千万円以上	北上市公契約条例 (H31. 4. 1施行) 予定価格 1 億 5 千万円以上	郡山市公契約条例 (H29. 4. 1施行) 予定価格 1 億円以上	大和郡山市公契約条例 (H27. 4. 1施行) 予定価格 1 億円以上
対象契約				<p>イ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格取得に係る届出を行うこと。</p> <p>ウ 厚生年金保険法（昭和29年法律第105号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。</p> <p>エ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。</p> <p>オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。</p>
市の責務	<p>(市の責務) 第4条 市は前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）達成すため、この条例の目的を達成すため、公契約に関するものとする。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は、この条例の目的を達成すため、前条の基本方針にのっとり、公契約に関するものとする。</p>	<p>(市の責務) 第4条 市は規則で定める関係法令に基づき、公契約に関する施策を実施すことと、前条の基本理念にのっとり、特に次に掲げる事項を実施しなければならぬ。 (1) 公契約の適正な履行及び品質の確保のための施策を総合的に推進すること。 (2) 予算の適正かつ効率的な執行に留意すことと、地域経済の健全な発展に配慮し、市内の小企業の受注機会の確保に努めること。 (3) 労務及び資材等の取引価格等を的確に反映した積算に基づき、予定価格を適正に定めるとともに、契約の規模、履行の難易、地域の実情等を踏まえた適切な履行期間を設定すること。</p>	<p>(市の責務) 第3条 市は、この条例の目的を達成すために必要な施策を講じなければならない。</p>

公契約条例 比較表

	花巻市公契約条例 (H30. 4. 1施行) 予定価格 1 億 5 千万円以上	北上市公契約条例 (H31. 4. 1施行) 予定価格 1 億 5 千万円以上	郡山市公契約条例 (H29. 4. 1施行) 予定価格 1 億円以上	大和郡山市公契約条例 (H27. 4. 1施行) 予定価格 1 億円以上
対象契約	予定価格 1 億 5 千万円以上	予定価格 1 億 5 千万円以上	予定価格 1 億円以上	予定価格 1 億円以上
受注者の責務	<p>(受注者及び下請け業者の責務) 第 5 条 受注者及び下請負者等は、公契約に係る市の趣旨を踏まえ、公契約に努めなければならない。</p> <p>2 受注者及び下請負者等は、公契約を履行するに当たり、賃金及び社会保険に関する次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第 11 条に規定する賃金をいう。）の支払をすること。</p> <p>(2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。</p>	<p>(受注者等の責務) 第 5 条 受注者等は、公契約に携わる者として社会的責任を自覚し、労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行するものとする。</p> <p>2 受注者等は、労働環境の確保に努めるものとする。</p>	<p>(事業者等の責務) 第 5 条 事業者等は、規則で定める関係法令を遵守し、労働者等の適正な労働環境の確保に努めるとともに、公契約に関わる者として、第 3 条の基本理念ののっとり公契約の適正な履行に努めなければならない。</p> <p>2 事業者等は、適正な価格による契約を締結しなければならない。</p> <p>3 事業者等は、本条例の目的を達成するため、市が第 3 条の基本理念ののっとり実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>4 事業者等は、公契約に係る業務の一部を他の者に受託させる契約（以下「下請契約等」という。）を締結しようとするときは、その相手方に対し本条例を説明し、理解を得た上で下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた公正な契約を締結しなければならない。</p>	<p>(受注者及び下請負者等の責務) 第 4 条 受注者及び下請負者等は、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、法令等を遵守するとともに、公契約の適正な履行に努めなければならない。</p>

公契約条例 比較表

対象契約	花巻市公契約条例 (H30.4.1施行) 予定価格 1億5千万円以上	北上市公契約条例 (H31.4.1施行) 予定価格 1億5千万円以上	郡山市公契約条例 (H29.4.1施行) 予定価格 1億円以上	大和郡山市公契約条例 (H27.4.1施行) 予定価格 1億円以上
	<p>(3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。</p> <p>(4) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第9条第1項（同法第22条において準用する場合を含む。）の規定及び国民年金法（昭和34年法律第141号）第12条第1項の規定による被保険者の資格の取得に係る届出をすること。</p> <p>(5) 労働関係の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による保険関係の成立に係る届出をすること。</p> <p>(6) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による雇用する労働者が適用事業の被保険者となったことの届出をすること。</p>		<p>5 事業者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の健全な発展に配慮し、できる限り市内の事業者を活用するよう努めなければならない。</p> <p>6 事業者等は、情報通信機器等を活用し、自らの事業又は事務所に係る労働環境の情報を開示するよう努めなければならない。</p>	